

○栗原市建設工事に係る競争入札の参加資格承認等に関する要綱

平成20年1月21日

告示第7号

改正 平成30年3月30日告示第88号

(趣旨)

第1条 この要綱は、栗原市建設工事執行規則（平成17年栗原市規則第174号。以下「規則」という。）第4条第3項、第5条第5項及び第5条の2第2項の規定に基づき、市が発注する建設工事の請負に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するため、市長の承認（以下「入札参加資格承認」という。）を受けようとする者（規則第5条第2項に規定する入札参加資格承認を受けようとする者を含む。以下「申請者」という。）及び入札参加資格承認を受けた者であって、入札参加資格承認に係る建設業の種類追加の承認（以下「入札参加業種追加資格承認」という。）を受けようとするもの（以下「追加資格承認申請者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）、入札参加資格承認、入札参加業種追加資格承認の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 申請者は、規則第4条第2項に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産者で復権を得ないもの
- (2) 参加資格を有する者であって、第17条第1項の規定による入札参加資格承認の取消しを受け、同条第3項に規定する期間（以下「入札参加資格喪失期間」という。）を経過していない者（第5条第2項の規定の適用がある者を除く。）
- (3) 参加資格を有しない者が第17条第1項第4号に該当する行為をした日から2年を経過していない場合であって、不適当であると市長が認める者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 市長が別に定める国税及び地方税を完納していない者
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、代表取締役（個人が事業を行う場合には、その代表）として会社を経営し、又は取締役その他の役員として会社運営に関与し、若しくは実質的に経営を支配していることが判明した者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

(承認等を行う時期)

第3条 市長は、規則第5条第1項の規定により、入札参加資格承認を隔年ごとに行うものとする。ただし、規則第5条第2項に規定する入札参加資格承認（以下「随時入札参加資格承認」という。）及び規則第5条の2第1項に規定する入札参加業種追加資格承認は、毎年度4月、7月、10月又は1月の初日（以下「承認日」と

いう。) に行うものとする。

(入札参加資格承認等の申請)

第4条 申請者は、建設工事入札参加資格承認等審査申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 経営事項審査に伴う総合評定値通知書(審査基準日が別に定める期間内のものに限る。)

(2) 市長が別に定める国税及び地方税の納税証明書

(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定による営業停止処分又は指示処分を受けた場合には、その通知書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 追加資格承認申請者は、建設工事入札参加資格承認業種追加申請書(様式第2号)(以下「追加申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 入札参加業種追加資格承認を受けようとする建設業の種類に係る経営事項審査に伴う総合評定通知書(審査基準日が別に定める期間内のものに限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、必要に応じて、申請者又は追加資格承認申請者に対し、第6条の規定による審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(申請書の受付時期)

第5条 入札参加資格承認の申請は、入札参加資格承認を行う日の属する年度の前年度の1月10日から2月末日までの間で、市長が別に定める期間に行うものとする。

2 随時入札参加資格承認の申請(以下「随時申請書」という。)は、第3条に規定する当該入札参加資格承認を行う日の1箇月前まで行うものとする。

(参加資格の審査等)

第6条 市長は、申請書、追加申請書又は随時申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すると決定したときは、建設工事入札参加資格承認通知書(様式第3号)を、承認しないと決定したときは、建設工事入札参加資格不承認書(様式第4号)を申請者に送付するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認すると決定した者(以下「資格承認者」という。)を遅滞なく、建設工事競争入札参加資格承認者名簿(様式第5号)に登録しなければならない。

(平30告示88・一部改正)

(評点)

第7条 市長は、規則第5条第1項の規定による入札参加資格承認において、前条の規定により参加資格を承認したときは、次に掲げる事項について算定し、評点を付与するものとする。

(1) 経営に関する客観的事項 建設業法第27条の23第3項に規定する経営事項審査の項目

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
(等級格付等)

第8条 市長は、第6条第1項の審査の結果に基づき参加資格を承認したときは、栗原市建設工事等の競争入札参加者資格を定める基準（平成17年栗原市告示第133号）別表第1の左欄に掲げる発注工事の種類及び同表の右欄に掲げる条件に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる等級に区分するものとする。

2 市長は、資格承認者を前項、第9条第1項、第10条第1項及び第11条第1項の規定により区分された等級に基づき、栗原市建設工事等の競争入札参加者資格を定める基準別表第2の左欄に掲げる発注工事の種類及び同表の中欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる請負工事金額の範囲に定める請負工事の入札に参加させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は当該等級以外の等級に属する資格承認者を承認された等級以外の等級の請負工事金額の範囲に定める請負工事の入札に参加させることができるものとする。

(評点及び等級格付の変更)

第9条 市長は、規則第5条第1項に規定する入札参加資格承認を行わない年度の4月1日に資格承認者の評点及び等級格付の変更を行い、当該資格承認者に対し、建設工事入札参加資格承認変更通知書（様式第6号）を交付するものとする。

2 資格承認者は、前項に規定する評点及び等級格付の変更を行う日の1箇月前までに第4条第1項第1号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

3 第7条及び前条第1項の規定は、前項に規定する評点の付与及び等級格付の変更に準用する。

(随時入札参加資格承認における評点等)

第10条 市長は、随時入札参加資格承認において第6条第1項の規定により参加資格を承認したときは、評点を付与し、等級格付を行うものとする。

2 第7条及び第8条第1項の規定は、前項に規定する評点の付与及び等級格付に準用する。

(入札参加業種追加資格承認における等級格付)

第11条 市長は、第6条第1項の規定により入札参加業種追加資格承認をしたときは、等級格付を行うものとする。

2 第8条第1項の規定は、前項に規定する等級格付に準用する。

(平30告示88・一部改正)

(変更届)

第12条 資格承認者は、次に掲げる事項について変更があったときは、その事実を証する書類を添えて、遅滞なく、入札参加資格登録変更届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

- (3) 代表者又は受任者の氏名
- (4) 電話番号及びファクシミリ番号
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平30告示88・一部改正)

(入札参加資格承認資格喪失届)

第13条 資格承認者で規則第5条第4項の有効期間が満了していない者（以下「有資格者」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、次条に規定する参加資格の承継申請を行う場合を除き、速やかに、入札参加資格喪失届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号に該当したとき。 成年後見人等
- (2) 有資格者が死亡したとき。 その相続人
- (3) 合併により消滅したとき。 その役員であった者
- (4) 破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人
- (5) 特別清算が開始されたとき。 その精算人
- (6) 合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。 その精算人
- (7) 参加資格の承認を受けた業種の営業を廃止したとき。 有資格者

(平30告示88・一部改正)

(参加資格の承継)

第14条 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者（当該者が第2条各号のいずれにも該当しない場合に限る。）は、市長の承認を受けて、参加資格を承継することができる。

- (1) 有資格者が死亡したとき。 その相続人
- (2) 法人を設立したとき。 その法人
- (3) 企業再編を行い、分割又は事業譲渡によりその事業の全部を承継したとき。
建設業を承継した法人

(4) 企業再編を行い、合併したとき。 合併後の法人

2 前項の承認を受けようとする者（以下「承継申請者」という。）は、参加資格の承認の原因を証する書面を添えて、入札参加資格承継申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認すると決定したときは、建設工事入札参加資格承継承認書（様式第10号）を、承認しないと決定したときは、建設工事入札参加資格承継不承認書（様式第11号）を承継申請者に送付するものとする。

4 参加資格の承継の承認を受けた者の参加資格の有効期間は、当該参加資格の被承継者の有効期間とする。

(平30告示88・一部改正)

(合併後の評点等)

第15条 市長は、前条第1項第3号に規定する事業を承継した有資格者又は同項第

4号に規定する合併後の法人の有資格者は、新たに評点及び等級格付を受けることができる。

2 前項の新たに評点及び等級格付を受けようとする有資格者は、建設工事入札参加資格承認再評点申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第7条及び第8条第1項の規定は、前項に規定する評点の付与及び等級格付に準用する。

（申請の特例）

第16条 次条第1項第4号の規定により入札参加資格承認を取り消された者で、参加資格を制限された期間が満了する日の翌日以後の競争入札に参加するためにその日の属する年度に係る参加資格の承認を受けようとするものは、当該参加資格の制限を受けている期間内であっても、第3条に規定する期間内において、当該年度に係る参加資格の承認の申請を行うことができる。

（入札参加資格承認の取消し等）

第17条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格を取り消すものとする。

(1) 第13条各号のいずれかに該当することとなった後に届出がなかったとき。

(2) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にしたとき。

(3) 詐欺その他不正な手段により有資格者となったとき。

(4) 次のいずれかに該当する行為を行ったことが判明し、第19条第1項の規定による資格の制限を受けたとき。

ア 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する競売入札妨害若しくは同条第2項に規定する談合又は同法第198条に規定する贈賄

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反する行為

(5) 第2条第5号に該当すると判明したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格承認を取り消したときは、建設工事入札参加資格承認取消通知書（様式第13号）により、参加資格を取り消された者に通知するものとする。

3 入札参加資格承認を取り消された者は、前項の通知があった日から2年間（第1項第4号に該当する場合は、競争入札に参加する資格の制限を受けた期間）は、入札参加資格を失う。

4 第1項第3号又は第5号により入札参加資格承認を取り消された者は、参加資格喪失期間中、市が発注する工事等を下請し、又は受託することができない。

（平30告示88・一部改正）

（資格承認の抹消）

第18条 市長は、第13条に規定する届出書を受理したとき、又は前条第1項の規

定により参加資格を取り消したときは、建設工事競争入札参加資格承認者名簿から当該有資格者の登録を抹消しなければならない。

(参加資格の制限)

第19条 市長は、有資格者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、別に定めるところにより、当該有資格者に対し競争入札に参加する資格の制限（以下「資格制限」という。）を行うことができる。

2 市長は、資格制限を行うときは、あらかじめ、栗原市工事請負業者選定委員会において審議するものとする。

3 市長は、資格制限を行うときは、理由を付してその旨を当該資格承認業者に通知しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、参加資格に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に参加資格を受けている者は、当該参加資格の有効期間が満了する日までの間は、第6条の規定による参加資格の承認の決定を受けた者とみなす。

附 則（平成30年3月30日告示第88号）

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の栗原市建設工事に係る競争入札の参加資格承認等に関する要綱の規定による様式で、取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の栗原市建設工事に係る競争入札の参加資格承認等に関する要綱の規定による様式とみなす。

様式 略